

## 深谷市子ども・子育て会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、深谷市子ども・子育て会議条例（平成25年深谷市条例第24号）第6条第1項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

(会議の公開等)

第3条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

3 前項に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第4条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員の氏名

(3) 議事の経過

(4) その他必要な事項

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成25年7月5日から施行する。